

深谷市空き家利活用ネットワーク制度

深谷市空き家利活用ネットワーク制度は、自治会の協力のもとに実施した空き家の実態調査の結果を最大限活用しながら、空き家の所有者等にネットワークを通じた活用相談を提案し、空き家の活用が進むことで、火災の発生や犯罪の温床、老朽化による危険空き家等発生防止につなげることを目的としています。

制度のしくみ



その他のお問合せ

空き家対策の全般に関すること
空き家の防犯に関すること
自治振興課
048-574-8597

空き家の管理について
深谷市シルバー人材センター
048-573-3345

固定資産税に関すること
資産税課
048-574-6638

中心市街地空き家・空き店舗等
対策事業補助金について
商工振興課
048-577-3409

売りたい方・貸したい方

●活用の流れ

- 1 空き家活用相談申込書をご提出ください。
- 2 市が紹介する不動産業者と活用の相談を行い、活用が決まれば、仲介契約をしていただきます。
- 3 不動産業者の仲介のもと交渉を進めてください。

●空き家バンクへの登録申込み

- 1 空き家バンク登録申込書をご提出ください。

買いたい方・借りたい方

●利用の流れ

- 1 空き家バンク利用登録申込書をご提出ください。
- 2 希望の物件が見つかったら、空き家バンク交渉申込書を提出し、不動産業者と契約条件等を確認の上、交渉を進めてください。

詳しくは、下記お問合せ先へご相談ください

●活用の相談、物件の仲介、契約・交渉等は、下記の不動産関係団体が行います。

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部、本庄支部
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部大宮支部、川越支部

●お問合せ先●

深谷市 都市整備部 建築住宅課 施設住宅係
埼玉県深谷市仲町1-1番1号
電話：048-574-6655 ファクシミリ：048-571-1092



埼北空き家バンク

<https://akiyabank.saihoku-ijuu.com>